●香川県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第１００号）第63条第１項の規定により、平成13年香川県告示第３３２号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項において準用する同法第62条第１項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年１月19日

香川県知事　　真　　鍋　　武　　紀

１　施行者の名称

さぬき市

２　都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画道路事業　3･5･15号　志度駅南中央線

３　事業施行期間

平成13年５月８日から平成22年３月31日まで

４　事業地

収用の部分　変更なし